

令和2年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（新設 拡充 延長 その他）

No	6	府省庁名	内閣府
対象税目	個人住民税 法人住民税 事業税 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他 都市計画税		
要望項目名	民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律の選定事業者が整備した公共施設等に係る課税標準の特例措置の拡充及び延長		
要望内容 (概要)	<p>・特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要） 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号。以下、「PFI法」という。）第2条第5項に規定する選定事業者が、同法第14条第1項に規定する事業契約に従って実施する同法第2条第4項に規定する選定事業について、以下の措置を講ずる。</p> <p>・特例措置の内容 サービス購入型かつBOT方式の選定事業（PFI法第2条第3項第1号又は第2号に掲げる者が法律の規定によりその事務又は事業として実施するものであることを当該者が証明したものに限る。）により整備される公共施設等に係る固定資産税、都市計画税及び不動産取得税について、（現行は令和2年3月31日まで課税標準を2分の1に減免する特例措置）非課税とすること。また、独立採算型または混合型であってBOT方式である選定事業（PFI法第2条第3項第1号又は第2号に掲げる者が法律の規定によりその事務又は事業として実施するものであることを当該者が証明したものに限る。）により整備される公共施設等に係る固定資産税、都市計画税及び不動産取得税についても、非課税とすること</p>		
関係条文	PFI法第2条第1項、同第2条第3項～第5項、同第14条第1項、地方税法附則第11条第6項、同附則第15条第17項、地方税法施行令附則第7条第9項～第10項、同附則第11条第17項～第18項、地方税法施行規則附則第3条の2の10、附則第3条の2の11、附則第6条第40項～第41項等		
減収見込額	<p>[初年度] ▲693 (▲270) [平年度] ▲2,417 (▲940) [改正増減収額] (単位：百万円)</p>		
要望理由	<p>(1) 政策目的 今後多くの公共施設等が老朽化による更新時期を迎える中、公的負担の抑制に資することやまた良好な公共サービスの実現・新たなビジネス機会の創出も期待できるため、「PPP/PFI推進アクションプラン(令和元年改定版)」に基づき、PPP/PFIの積極的な推進に取り組んでいるところ。 アクションプランにおいて、コンセッションをはじめとした利用料金収入を伴う事業（独立採算型・混合型の事業）の推進が掲げられており、それらの取組の中で、より収益性を高める工夫を重ねることで公的負担の抑制効果を高め、さらにはコンセッション事業へと発展させていくという視点が重要とされている。</p> <p>(2) 施策の必要性 現状PFIのBOT方式は、PFI全体で666件の実施方針（平成30年3月末）のうち59件にとどまっている。BOT方式は、地方自治体から見ると施設のリスクを軽減することができるのと同時に、費用の平準化を図ることができる。 アクションプランにおいても、BOT方式をはじめとした収益型PFI事業の推進を掲げており、BOT方式は民間事業者にとっても創意工夫や効率的な修繕等によるコスト削減が図りやすい手法である。 これらのことから民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用して、効率的かつ効果的な公共サービスを実現するためにBOT方式を推進する必要がある。 また、従来の特例措置は、当該事業費の全部について公共施設等の管理者等が負担するスキームであり、事業費の全額が公費により賄われるという点において、従来型の手法による公共サービスの調達と同等のものという観点から適用対象を「サービス購入型」に限定していたが、今後は、上記アクションプラン推進の観点から、利用料金収入を伴う独立採算型・混合型の事業についても固定資産税等を非課税とする措置を講じ、これらの類型の事業を推進する必要がある。</p>		
本要望に対応する縮減案	該当なし		
		ページ	6—1

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	<p>○政策 経済財政政策の推進 ○施策 民間資金等活用事業の推進 経済財政運営と改革の基本方針 2019（令和元年 6 月 21 日閣議決定） （PPP/PFIの推進）</p> <p>民間資金のより積極的な活用、既存の公的資産の利活用、収益を再投資に向ける仕組み等の構築を通じ、インフラ・公共サービス分野への民間の資金・ノウハウ活用について、抜本的に拡充する。このため、「成長戦略フォローアップ」及び「PPP/PFI推進アクションプラン」に基づき、多様なPPP/PFIの活用を重点的に推進する。上下水道のコンセッションについて、関係府省庁が連携し、先頭に立って取組を開始する地方自治体を後押しするとともに、そのノウハウを横展開する。また、赤字空港の経営自立化を目指し、運営権対価の最大化を図りつつ、地方管理空港を含め、原則として全ての空港へのコンセッションの導入を促進する。刑務所の運営等にPFI手法を活用した事例の検証結果を踏まえ、地方を含めた庁舎建設などあらゆる公共サービスにPPP/PFIを積極的に活用する。</p> <p>人口 20 万人以上の地方自治体における実効ある優先的検討の運用をはじめとするPPP/PFIの実施支援に加え、導入可能性調査経費等の初期投資支援や地域企業が参加するプラットフォームの形成促進など具体的案件形成に向けた支援を強化するとともに、PPP/PFI導入の優先的検討を要件とした補助金・交付金の拡大など、地方自治体等がPPP/PFIに取り組みやすい方策を講ずる。人口 20 万人未満など人口規模が小さい地方自治体においても案件形成が進むよう、また、地元企業の案件への参加が促進されるよう、全国の地方自治体や、地元企業、地域金融機関の地域プラットフォームへの参画を促す。</p> <p>また、キャッシュフローを生み出しにくいインフラにも、積極的にPPP/PFIを導入すべく、サービス購入型の運営権設定や多年度かつ広域での一括契約などの仕組みを活用した民間技術・ノウハウの導入に向けて、具体的に検討を進める。</p>
	政策の達成目標	平成25年度～令和4年度の10年間で21兆円の事業規模目標を掲げ、各種目標（①コンセッション事業7兆円②収益型事業5兆円③公的不動産利活用事業4兆円④その他事業5兆円）の推進
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	無期限延長を希望
	同上の期間中の達成目標	該当なし
	政策目標の達成状況	「PPP/PFI推進アクションプラン(令和元年改定版)」をPFI推進会議において決定(令和元年6月)
有効性	要望の措置の適用見込み	年間平均PFI件数48件×BOT比率9%=年間4.3件
	要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	税の不均衡により事業選択の可能性が偏っている状況は問題であり、非課税措置によって解決が見込まれる。
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	
	予算上の措置等の要求内容及び金額	該当なし
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	該当なし
	要望の措置の妥当性	税の不均衡により事業選択の可能性が偏っている状況は問題であり、非課税措置によって解決が見込まれる。また、そもそもPFI事業は、従来国や地方公共団体が行ってきた公共事業を民間に委託するもので、その性格は本来的に公的性格で、その用途も公共の用途に供されるものであることから、BTO方式同様にBOT方式も非課税が妥当である。
	ページ	6-2

<p>税負担軽減措置等の適用実績</p>	<p>税制上の特例措置を受けた施設は22件であり、この特例措置による過去5年間（平成26年度～平成30年度）の固定資産税・都市計画税の減税額は1,022百万円、不動産取得税の減税額は21百万円（内閣府調査）。 ※平成30年度減税額は平成29年度と同額と推計</p>
<p>「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績</p>	<p>平成29年度適用額は以下のとおり。1/2課税標準×税率＝税額で記載。 不動産取得税： 3,235千円×4% = 129千円 固定資産税：14,199,492千円×1.4%＝198,793千円 都市計画税：3,207,675千円×0.3%＝9,623千円</p>
<p>税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）</p>	<p>国、地方公共団体が税の影響を考慮せずBOT方式を選択できる環境が実現。</p>
<p>前回要望時の達成目標</p>	<p>事業の特性に合わせてBTO方式とBOT方式との選択がなされるような制度にすること。 （実際にBOT方式を選択するかどうかについては、国・地方公共団体等の発注者が事業ごとに決めることであり、検討の結果BTO方式を選択するということもあり得る。したがって、本特例措置が適用になったからといって必ずしもBOT方式が増えるとはいえず、BOT方式の事業件数といった定量的な目標設定は困難である。）</p>
<p>前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由</p>	<p>上記理由により、目標の達成度について定量的な評価は困難であるが、地方公共団体等からはこれまでの税制措置に対する一定の評価と、延長及びさらなる拡充を要望されているところである。 参考までに、BOT方式とBTO方式の事業数を比較すると、それぞれ59（8.9%）：437（65.6%）：その他156（23.4%）と、BTO方式が圧倒的に多い状況となっている（平成30年3月31日現在）。</p>
<p>これまでの要望経緯</p>	<p>平成17年度に、固定資産税・都市計画税・不動産取得税の非課税措置を要望。その後5年の時限措置が切れる平成22年度に固定資産税・都市計画税・不動産取得税の非課税措置を要望。平成23年度は、法改正により新たにPFI事業の対象となる公共施設等に特例措置を拡大するよう要望。平成27年度に再度固定資産税・都市計画税・不動産取得税の非課税措置を要望。令和2年3月末までの時限措置として、特例措置が延長されている。</p>
<p>ページ</p>	<p>6—3</p>